



# 「都合のつけ回し」は通用しない

**建** 設業界の足元に明るさが見え始めている。その一つが、回復しつつある建設市場を背景とした企業収益の改善だろう。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」の一本の矢である大幅な財政出動が、昨年度の公共工事前払金保証統計で請負額が前年度比一七・七%増と公共工事市場を活気づけたほか、民間工事の発注者である企業の二〇一四年三同期決算は、円安と内需拡大を背景に本業の儲けである営業利益の最高益が相次いだ。

発注者の環境が好転したのだから、受注者である建設業界にも好影響が波及するのは、当然といえば当然かもしれない。

ただ、他産業と建設業の企業業績での比較で大きく違うのは、他産業の多くの企業が本業の営業利益を大幅に増加させたのに対し、建設業は子会社、海外工事、土木工事の回復によって連結決算業績が支えられている点だ。はつきり

いえば、建設市場の七割程度を占める主戦場の建築工事ではいまだ苦戦を強いられているのである。

また、大手建設業は受注、収益ともに増勢基調にある土木工事、収益低迷が続く建築工事のいずれでも今期の受注高を前期比マイナスと見込んでいる。土木工事受注の鍵を握る技術者数、建築工事受注の要諦である労務手当てに関する先行きの不安から、各社が今期の受注を絞り込む姿勢を打ち出したからだ。

少なくとも土木工事については、昨年度の測量、調査、設計の三分野いずれの請負額も前年度比二ケタ増だったから、当面の先行きは明るい。首都圏でも八ツ場ダム、首都高横浜環状、リニア中央新幹線など大規模工事の発注も予定されている。

エネルギーの輸入急増による貿易収支の赤字幅拡大、経常収支の黒字が昨年度は過去最小と

なるなど懸念材料はあるものの、二〇二〇年の東京五輪に向け、民間企業の投資意欲は堅調である。

結果的に、今期、大手建設業が選別・計画的受注によって見送った案件が、準大手の受注対象になる可能性が高い。当然、準大手だけで需要に応えることはできないから、需要は中堅・地元大手などにも拡大していくかもしれない。いわゆるトリクルダウン(したたり落ちる)効果だ。

## 改正品確法は業界を変える

建設業界の明るさを後押しするもう一つの鍵は改正品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正)だろう。今国会で入契法(公共工事の入札契約及び契約の適正化の促進に関する法律)、建設業法とともに一体に改正するものである。

インフラの品質確保を進めるにあたり、その

担い手である技術者や技能労働者を中長期的に育成・確保しようとする基本理念に加えて、発注者の責務を明確化すると同時に、多様な入札契約制度の導入・活用が改正のポイントだ。

担い手の育成・確保のため、公共発注者の調達に関する法律である改正品確法に、元請だけでなく下請の適正利潤の確保、技能労働者の賃金も含めた労働環境改善を盛り込んだことは、きわめて大きな意味がある。

ただ、この改正品確法によってダンピング受注防止や歩切り根絶などの国の要請に応じてこなかった地方自治体の姿勢に事実上、強制力を発揮できるようにすることは、あまり話題にのぼっていない。

ポイントは、国が地方自治体や業界団体などから意見を聴取したうえで、地方自治体を含む発注者が改正品確法の基本理念を実現するための運用指針を策定するとともに、地方自治体の取り組みに対して国が直接必要な助言と援助を行うことを新たに条文化したことだ。

このことは今後、公共工事の測量、調査、設計、施工のすべての過程で改正品確法が発注の基本になることを意味する。

## 産業振興から人重視へ転換

競争激化を半ばとした結果、他産業と比べ

て極端に低い企業収益、それがもたらしたさまざまな問題を解決しようとした社会保険加入促進などの取り組みの最終章が、品確法、入契法、建設業法の一体改正だとすれば、これはまさしく公共調達に関する基本方針の一大転換になるといえるよう。

これまで発注者は技術力不足や人手不足、業務の煩雑さという自らの都合を設計者や施工者につけ回してきたのではないか。この「都合のつけ回し」は、設計者が元請に、元請が下請に、下請が技能労働者にそれぞれ行ってきたことだといえよう。

元請の「旧来のしきたりからの訣別」で課題となったのは、この川上分野からの「都合のつけ回し」だった。元請も自らの利益確保という都合で下請にさまざまなつけ回しをし、最後のつけ回しをかぶったのが技能労働者である。

その結果、「都合のつけ回し」の最終転嫁先である技能労働者は、建設業に嫌気がさして多くが建設業を見限って出ていった。

そして、「市場急拡大」↓「人手不足、労務単価の急上昇」↓「応札価格の上昇」↓「入札不調・不落」という流れとなった。さらに、それぞれの「都合のつけ回し」が逆流し、発注者へと押し寄せたのである。

「都合のつけ回し」が発注者から技能労働者

にいたるまで常態化していたかどうかは別にし、今回の改正品確法は担い手の中長期的な育成・確保を基本理念に据えた。その実現のため、適正利潤が確保できるような予定価格の設定、適切な工期設定・設計変更、ダンピング受注防止など、これまで指摘されてきた問題を解決するために、あらゆる取り組みや政策を総動員して条文化されたのだ。

このことは政策目的が「産業振興」一辺倒から産業に携わる「人」に光を当てようとしていることは間違いない。産業振興から人重視へと転換したといいかえられる。

いづれにしても、改正品確法が公共工事発注の基本理念となったことで今後、「都合のつけ回し」が通用しない時代に入ったことだけは、発注者と建設業界ははつきりと自覚しなければならぬ。

しかし、自覚だけでは改正品確法の基本理念は実現できない。国はすべての発注者に共通する運用指針を策定し、実際にきちんと運用しているか眼を光らせる必要がある。

一方、建設業界、個別企業とも、新設中心から維持・修繕へ建設工事の主力が変化しつつあることを認識するとともに、産業界、企業間の人材確保競争に勝つための「覚悟」が求められることを忘れてはならない。